

# 八王子市地域子ども支援事業実施要綱

平成 29 年（2017 年）4 月 3 日施行  
令和 2 年（2020 年）4 月 1 日一部改正

## （目的）

第 1 条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づき政府が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年 11 月 29 日閣議決定）をしん酌して八王子市（以下「市」という。）が行う事業「地域子ども支援事業」の実施に関して必要な事項を定める。

## （用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域子ども支援事業 子どもにとって身近で利用しやすい地域子ども支援活動を行う団体に、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
- （2）地域子ども支援活動 子どもを参加者として設定し、原則無料で食事の提供、居場所の提供又は学習支援のいずれかを行う活動をいい、子ども以外の者の参加の有無は問わない。
- （3）フードバンク 通常の販売が困難な食品・食材や余った食品・食材等を企業等から確保し、福祉施設等へ提供する活動を行うこと。
- （4）団体 上記（2）または（3）を行う団体で、市が別に定める方法で登録した団体をいい、法人格の有無を問わない。
- （5）食事の提供 活動場所で調理する過程を重視した食事を提供すること。
- （6）居場所の提供 遊び、相談、団体構成員との交流又は参加者同士の交流を目的とした空間を提供すること。
- （7）学習支援 学習に適した環境を用意し、学校の教科指導を参考に、参加する子どもの学力に応じた講習、個別指導、助言等を行うこと。

## （事業の取組内容）

第 3 条 第 2 条（1）に掲げる事業の目的を果たすため、コーディネーターを配置し、次の各号に掲げる取組を行う。

- （1）団体からの相談に対応する取組
- （2）情報の発信と交換を支援する取組
- （3）団体の連携及び地域子ども支援活動の質の向上を促す取組
- （4）活動を開始しようとする者への情報提供

## （事務の委託）

第 4 条 本事業の実施主体は市とし、本事業を実施するにあたり、市が適当と認める法人に委託して実施するものとする。

## （団体の要件）

第 5 条 地域子ども支援事業を利用できる団体は、（1）または（2）の事項を満たすものとし、団体及び活動の内容を市に登録するものとする。

- （1）第 2 条（2）に定める活動を行う団体、かつ次の事項を満たすもの
  - ア 活動場所が八王子市内であること。
  - イ 活動頻度が年間 12 回以上であること。
  - ウ 子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴する場合は、1 名 1 回あたり 100 円以下とすること。

エ 開催日 1 日あたり 10 名以上の参加者を受け入れ可能であること。

(2) 第 2 条 (3) に定める活動を行う団体

(登録対象の除外)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する団体は、登録対象としない。

- (1) 八王子市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 6 日条例第 45 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者等又は同第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営む事業者等
- (3) 政治活動、宗教活動にかかる事業者等
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業者等

(登録申込)

第 7 条 地域子ども支援事業を利用する団体は、地域子ども支援活動実施届出書（様式 1）（以下「届出書」という）を市に提出するものとする。

(登録)

第 8 条 市は、届出書の提出があった場合、書類審査等により第 5 条及び第 6 条に定める要件を満たしているか審査し、要件を満たすと認められる場合は、本事業を利用することが可能な団体として登録する。

2 市は、登録した団体に対し、登録が決定した旨を通知する（様式 2）。

(登録変更)

第 9 条 団体は、登録内容に変更があった場合、速やかに市に届け出なければならない。

- 2 登録変更の手続きは、第 7 条の規定を準用する。
- 3 前項における審査は、第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

(登録休止・廃止・取消)

第 10 条 登録を休止又は廃止しようとする団体は、登録休止・廃止届出書（様式 3）を、速やかに市へ提出しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による届け出があった場合のほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。
  - (1) 登録団体と一定期間、連絡がとれない等、団体の活動の実態がないと認められる場合
  - (2) 第 5 条及び第 6 条に定める要件を満たさなくなると認められる場合
  - (3) 休止の届け出があった期間の最終日から、一定期間、連絡がとれない場合

(実施報告)

第 11 条 本事業の受託者は、受託期間終了後、取り組んだ内容を速やかに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

## 地域子ども支援活動実施届出書

八王子市長 殿

届出日 年 月 日

新規・変更（どちらかに○）

実施団体名		代表者	
活動の種類	・食事の提供 ・居場所の提供 ・学習支援 ・フードバンク（いずれかに○）		
活動名			
活動場所			
活動日時		年間回数	
料金の徴収		受け入れ可能人数	1回あたり 人
郵送物のあて先	〒		
郵送物のあて名		電話番号	
メールアドレス			
受託者への情報提供	可・不可		

## 留意事項

- 1 本件の登録後、八王子市が実施する「地域子ども支援事業」が利用できます。「地域子ども支援事業」は、民間団体に委託しています。委託先の民間団体に上記登録情報を提供しますので予めご承知下さい。
- 2 利用の際には、以下の（１）または（２）利用条件をお守りください。お守りいただけない場合は、利用できませんのでご注意ください。

## 「地域子ども支援事業」利用条件

## （１）食事の提供・居場所の提供・学習支援

- ア 活動場所が八王子市内であること。
- イ 活動頻度が年間 12 回以上であること。
- ウ 子どもは原則無料、または 1 名 1 回あたり 100 円以下で利用できること。
- エ 開催日 1 日あたり 10 名以上の参加者を受け入れ可能であること。
- オ 上記、届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- カ その他法令に違反しないこと。

## （２）フードバンク

- ア 活動範囲が、八王子市も含まれていること。
- イ 上記、届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- ウ その他法令に違反しないこと。

- 3 「地域子ども支援事業」の期間は、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までです。

様式2

### 地域子ども支援活動団体登録済通知書

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_ 殿

八王子市長  
(公印省略)

八王子市地域子ども支援事業実施要綱に定める地域子ども支援活動を行う団体として登録したことをお知らせします。

登録期間： 年 月 日から令和7年（2025年）3月31日まで

様式3

### 地域子ども支援活動休止・廃止届出書

八王子市長 殿

届出日 年 月 日

休止・廃止（どちらかに○）

団 体 名	
代 表 者	
活 動 の 種 類	
活 動 名	
休止期間又は 廃 止 日	
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	

(登録抹消後、八王子市が実施する「地域子ども支援事業」が利用できなくなりますのでご注意ください。)

八王子市長 殿

届出日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新規・変更 (どちらかに○)

実施団体名	△△食堂実行委員会	代表者	八王子 太郎
活動の種類	● 食事の提供 ● 居場所の提供 ● 学習支援 ● フードバンク (いずれかに○)		
活動名	△△食堂		
活動場所	元本郷町四丁目 東京会館		
活動日時	毎月第2・4火曜 11:00~15:00	年間回数	年24回
料金の徴収	中学生まで無料 高校生以上100円	受け入れ可能人数	1回あたり 50人
郵送物の あて先	〒111-1234 八王子市元本郷町9-99-9		
郵送物の あて名	八王子 花子	電話番号	xxx (xxx) xxxx
メールアドレス	...@...		
受託者への情報提供	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

## 留意事項

- 1 本件の登録後、八王子市が実施する「地域子ども支援事業」が利用できます。「地域子ども支援事業」は、民間団体に委託しています。委託先の民間団体に上記登録情報を提供しますので予めご承知下さい。
- 2 利用の際には、以下の(1)または(2)利用条件をお守りください。お守りいただけない場合は、利用できませんのでご注意ください。

## 「地域子ども支援事業」利用条件

## (1) 食事の提供・居場所の提供・学習支援

- ア 活動場所が八王子市内であること。
- イ 活動頻度が年間12回以上であること。
- ウ 子どもは原則無料、または1名1回あたり100円以下で利用できること。
- エ 開催日1日あたり10名以上の参加者を受け入れ可能であること。
- オ 上記、届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- カ その他法令に違反しないこと。

## (2) フードバンク

- ア 活動範囲が、八王子市も含まれていること。
- イ 上記、届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- ウ その他法令に違反しないこと。

- 3 「地域子ども支援事業」の期間は、令和7年(2025年)3月31日までです。

八王子市長 殿

届出日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新規・変更 (どちらかに○)

実施団体名	△△実行委員会	代表者	八王子 太郎
活動の種類	・食事の提供 ・居場所の提供 ・学習支援 ・ <b>フードバンク</b> (いずれかに○)		
活動名	フードバンク△△		
活動場所	八王子市・多摩市・日野市	主な活動範囲を記入ください	
活動日時	空白で構いません	年間回数	空白で構いません
料金の徴収		受け入れ可能人数	
郵送物のあて先	〒111-1234 八王子市元本郷町 9-99-9		
郵送物のあて名	八王子 花子	電話番号	xxx (xxx) xxxx
メールアドレス	...@....		
受託者への情報提供	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

## 留意事項

- 本件の登録後、八王子市が実施する「地域子ども支援事業」が利用できます。「地域子ども支援事業」は、民間団体に委託しています。委託先の民間団体に上記登録情報を提供しますので予めご承知下さい。
- 利用の際には、以下の(1)または(2)利用条件をお守りください。お守りいただけない場合は、利用できませんのでご注意ください。

## 「地域子ども支援事業」利用条件

## (1) 食事の提供・居場所の提供・学習支援

- 活動場所が八王子市内であること。
- 活動頻度が年間 12 回以上であること。
- 子どもは原則無料、または 1 名 1 回あたり 100 円以下で利用できること。
- 開催日 1 日あたり 10 名以上の参加者を受け入れ可能であること。
- 上記、届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- その他法令に違反しないこと。

## (2) フードバンク

- 活動範囲が、八王子市も含まれていること。
- 上記、届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- その他法令に違反しないこと。

- 「地域子ども支援事業」の期間は、令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日までです。